

経理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国がんセンター協議会（以下「本法人」という。）の経理に関する基本事項を定め、会計処理の適正化および財務の健全性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本法人のすべての会計処理および経理事務は、法令、定款および本規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 本法人の会計は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、一般に公正妥当と認められる非営利法人会計の慣行に従う。

(会計年度)

第4条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

第2章 会計区分および帳簿

(会計区分)

第5条 本法人の会計は、法人全体会計をもって行う。

2 必要がある場合は、理事会の承認を得て事業別または資金別に区分経理を行うことができる。

(帳簿の備付け)

第6条 本法人は、次の会計帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 仕訳帳
- (2) 総勘定元帳および必要に応じ補助簿
- (3) 固定資産台帳

第3章 契約行為および支出

(契約行為と会計の関係)

第7条 本法人が支出を伴う契約、発注またはこれに準ずる行為を行う場合は、あらかじめ事務局長または事務局長が指定する代理人の承認を得なければならない。

2 契約内容および契約金額は、当該支出および会計処理と整合していなければならない。

3 契約書、発注書その他契約の成立を証する書類は、会計帳簿と関連付けて保存するものとする。

(支払権限および決裁権限)

第 8 条 本法人の支出および支払いに関する権限は、金額および内容に応じて代表理事、事務局長および事務局長が指定する代理人に区分するものとする。

2 前項の具体的な決裁区分および金額基準は、別に定める決裁権限基準による。

(対外的な支払い条件)

第 9 条 法人が取引先その他の第三者に対して行う支払いは、契約書、請求書その他の合意内容に定めがある場合は、当該合意に従って行うものとする。

2 前項の定めがない場合は、本法人の支払い条件は、原則として当該取引に係る物品または役務の検収を行った月の月末を締日とし、当該締日の属する月の翌月末までに、現金（金融機関口座への振込みを含む。）で支払うものとする。

3 支払いは、原則として金融機関口座への振込みにより行うものとし、現金払いはやむを得ない場合に限り、事務局長または事務局長が指定する代理人の承認を得て行うことができる。

(立替払い)

第 10 条 本会会員施設役職員および事務局員が当会の業務のためにやむを得ず自己の資金により費用を立替払した場合は、速やかに所定の立替精算書に、次項に定める証憑書類を添付して精算の手続きを行わなければならない。

2 前項の精算にあたって提出すべき証憑書類は、次に掲げるものとし、支出の態様に応じてこれらの中から適切なものを提出するものとする。

(1) 領収書（原本。宛名、金額、日付、支払先および内容が確認できるもの）

(2) 請求書または納品書、明細書等、取引内容を確認できる書類

(3) 交通費については、乗車区間および運賃が確認できる書類（IC カード利用履歴、乗車券控え等）。航空機を利用した場合は、搭乗券の半券等、搭乗したことを証明できるもの

(4) クレジットカードを利用した場合は、当該利用明細書

(5) 電子取引に係る支出については、電子帳簿保存法に適合した電磁的記録

(6) その他、支出の内容および業務との関連性を確認するために事務局長または事務局長が指定する代理人が必要と認める書類

3 立替払金の精算は、原則として立替日から 30 日以内に行うものとする。

4 前項に定める期間内に精算が行われない場合、または前 2 項に定める証憑書類が提出されない場合は、原則として当該立替払いの精算を認めないものとする。

第 4 章 資金および資産の管理

(預貯金口座の管理)

第 11 条 預貯金口座の開設、解約および名義変更は、代表理事の承認により行うものとする。

- 2 前項の手続については、速やかに理事会に報告しなければならない。
- 3 金融機関に対する対外的手続は、代表理事の名義をもって行うものとする。

第 5 章 帳簿および証憑の保存
(帳簿および証憑書類の保存)

第 12 条 本法人は、会計帳簿、計算書類およびその根拠となる証憑書類を、関係法令に基づき適切に保存するものとする。

2 保存期間は、次のとおりとする。

- (1) 会計帳簿および決算関係書類 10 年間
- (2) 請求書、領収書その他の証憑書類 7 年間
- (3) 税務申告に直接関係する書類 7 年間

3 保存方法は、紙媒体または電磁的記録によるものとし、電子保存の場合は電子帳簿保存法を遵守するものとする。

第 6 章 雑則
(主管)

第 13 条 本規程は本会事務局が主管する。

(改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(定めのない事項)

第 15 条 本規程に定めのない事項については、定款、関係規程および関係法令の定めによる。

附則

本規程は、令和 8 年 6 月 23 日より施行する。

別表第一 決裁権限基準表 (第 8 条関係)

区分	支出金額	決裁権限者
区分 1	100 万円未満	事務局長が指定する代理人
区分 2	100 万円以上 200 万円未満	事務局長
区分 3	200 万円以上	代表理事